

岐阜県公報

第二千五百六十四号
平成二十六年七月十八日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 四七五^ハ

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 四七五

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四七六

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 四七六

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 四七七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 四七七

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 四七八

公共測量の実施

(用地課) 四七八

市街地再開発組合の設立認可

(街路公園課) 四七九

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

別表岐阜県立特別支援学校の部中「肢体不自由者」の下に「又は病弱者」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百四十八号	関市山王通一丁目六九番地先地内		別前後	二・二 三・〇 ル （メート ル）	二・二 九・八 ル （メート ル）	
				後	前		
				二・二 三・〇	二・二 九・八	九・八	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルコミュニティ飛騨
- 三 代表者の氏名 柏木 真司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市片原町二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスを行い、障害者が自分たちの能力を

發揮できるように就労機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立支援グループやまびこ
- 三 代表者の氏名 田中 啓子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市一五六九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、独居老人等に対して、美濃市及びその周辺の人々の、生きる喜びと、生き甲斐の向上に寄与すると共に、配食サービス活動等で高齢社会に対し福祉の増進に貢献することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所在地	自立支援 医療の種類	年月日
きらら調剤薬局北一色店	岐阜市北一色一〇丁目一	精神通院	平成 二六・七

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所在地	自立支援 医療の種類	年月日
ケアーズ訪問看護リハ ピリスティシヨンの かも	美濃加茂市太田町二四八の一 則武ビルディング一三 四階	精神通院	平成 二六・七

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所在地	自立支援 医療の種類	年月日
フライン総合薬局	岐阜市大学西一丁目九〇番地一	精神通院	平成 二六・六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年七月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社アイ・エス・シー

三 建物の名称及び所在地

ピュア高山
高山市西之一色町三丁目一三五番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社清水屋 清水守彦 外八者

愛知県春日井市鳥居松五丁目六二番地

(変更後) 株式会社清水屋 清水隆行 外三者

愛知県春日井市瑞穂通五丁目三三番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年七月九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社アイ・エス・シー

三 建物の名称及び所在地

ビュア高山

高山市西之一色町三丁目一三五番地一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 出入口c (敷地南西側)

(変更後) 出入口c (敷地南西側)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年七月八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー及び株式会社あかのれん

三 建物の名称及び所在地

パロー各務原中央ショッピングセンター及びあかのれん各務原店

各務原市蘇原青雲町四丁目一番一七 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 四箇所

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
白川地区	白川村役場	平成二六・八七・一八

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間
平成二十六年六月十一日から
同 二十七年二月二十七日まで
- 四 作業地域
岐阜市長が指定する場所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により八百津町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
八百津町
- 二 作業種類
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 作業期間
平成二十六年六月十八日から
同 二十七年二月十七日まで
- 四 作業地域
加茂郡八百津町

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 組合の名称
岐阜駅東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年七月十八日から
平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市西玉宮町二丁目六番地
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年七月十八日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは組合が適当と認める方法により行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間
平成二十六年七月十八日から
同 年八月十六日まで

平成二十六年七月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社